

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太良町長 永淵 孝幸

市町村名 (市町村コード)	太良町 (414417)
地域名 (地域内農業集落名)	伊福地区 集落名:伊福
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日、3月18日、4月12日 (3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・人口減少および高齢化の影響で、農業に従事する人材(労働力・後継者)が不足している。
- ・太良町は中山間地域に属しており、主要作物であるみかんの樹園地は傾斜があつて農業生産活動の継続が難しいところもある。
- ・先代から受け継ぐ農地は一筆ごとの面積も小さいうえ、離れた場所に点在している。
- ・相続問題により、貸借等が難しい農地も一部で見受けられる。
- ・荒廃農地に隣接する農地へ、病虫害や竹の侵入など悪影響が出ている。
- ・労働力不足を補うため、作業の省力化(機械化)を考えていきたい。
- ・農業資材・燃料・飼料等の価格が年々高騰している。2020年以降は価格高騰が顕著である。
- ・地域には機械利用組合が存在する。
- ・地域内には道幅が狭いところや未舗装のところも多くあるため、所有する農地へ行くのが大変である。
- ・多面的機能支払交付金を利用し、農道・水路・ため池等の地域資源の保全管理を行っている。しかし、老朽化により今後の生産活動に支障をきたしている。
- ・イノシシなどの鳥獣被害も多く、被害軽減のためにWMや電柵を設置するなどの対策をしている。

→伊福地区における有害鳥獣捕獲数(イノシシ) R2:169、R3:179、R4:137

【太良町の基礎的データ】(2020年農林業センサスより)

総農家数 : (2015年)825戸 → (2020年)712戸

農業従事者数 : 940人(うち70歳以上421人)

主な作物 : 水稲、たまねぎ、いちご、かぼちゃ、なす、みかん、花き、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・優良な農地については将来の担い手へ集積・集約化を図る。
- ・耕作条件の悪い農地については基盤整備などを行い、作業効率の向上を図る
- ・地域の担い手により作業受託組合を組織し、スマート農業の導入(消毒散布車・ドローン防除等)を進め、効率的な作業体系を構築する。
- ・地域に融和できる人材が好ましいが、新規就農者(半農半X含む)を呼び込む。
- ・太陽光発電設備の乱立を防ぐ。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の集積・集約に向けて農地中間管理機構の活用を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上、農用地の集積・集約化を図るため、農業者の要望を踏まえた基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJAと連携して地域内外から多様な経営体を募集する。 ・生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 ・栽培に関する技術的支援や農業用機械のレンタルなどの支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同省力化機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について補助金活用も視野に入れながら、地域内で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう農地への侵入防止柵を設置し、イノシシが近づかない環境作り等を地域ぐるみで行う。目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。捕獲従事者の確保・育成および支援を進めていく。